

ちば

平成 19 年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

千葉県総務部財政課

目 次

I 健全化判断比率

1 健全化判断比率の状況	1 頁
2 健全化判断比率の概要	1

【参考資料】

1 財政健全化法の概要	2
2 算定式	3
3 対象範囲	5
4 各比率の内訳	6
(1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率	6
(2) 実質公債費比率	7
(3) 将来負担比率	8

II 資金不足比率

1 資金不足比率の状況	11
-------------	----

【参考資料】

1 算定式	11
2 内訳	12

I 健全化判断比率

1 健全化判断比率の状況

平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率は、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	12.6 (25.0)	216.4 (400.0)

備考 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。

2 () 内は早期健全化基準

2 健全化判断比率の概要

(1) 実質赤字比率 ⑱なし 【早期健全化基準 3.75%】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

(2) 連結実質赤字比率 ⑱なし 【早期健全化基準 8.75%】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

(3) 実質公債費比率 ⑱12.6% (⑳13.7%) 【早期健全化基準 25.0%】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。今年度の比率は、分子となる「地方債の元利償還金」が減少する一方で、分母となる「標準財政規模」が税源移譲などにより増加したことなどから、前年度と比べ改善しました。

(4) 将来負担比率 ⑱216.4% 【早期健全化基準 400.0%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

【参考資料】

1 財政健全化法の概要

(1) 法律の概要

平成 19 年 6 月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の 3 つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

(2) 早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

(3) 財政再生基準とは

再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

※早期健全化基準・財政再生基準（都道府県）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%
財政再生基準	5.00%	15.00%※	35.0%	-

※平成 21・22 年度は 25.0%，平成 23 年度は 20.0%

2 算定式

(1) 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額
一般会計等に係る特別会計：県債管理事業，市町村振興資金，中小企業振興融資資金 など
- 標準財政規模：人口，面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

(2) 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①+②の合計額
 - ① 一般会計及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字額
公営事業（公営企業以外）に係る特別会計：公営競技事業
 - ② 公営企業に係る特別会計の資金不足額
公営企業に係る特別会計：上水道事業，病院事業，土地造成事業，流域下水道事業 など

(3) 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
 - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
 - ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
対象公営企業：病院事業，流域下水道事業，港湾整備事業，土地地区画整理事業
 - ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
対象組合等：北千葉広域水道企業団，君津広域水道企業団
 - ④ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
 - ⑤ 一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上，基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

(4) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額：①～⑧の合計額

① 一般会計等の平成19年度末地方債現在高

② 債務負担行為に基づく支出予定額

③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額

対象公営企業：病院事業，流域下水道事業，港湾整備事業，土地区画整理事業

④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額

対象組合等：北千葉広域水道企業団，君津広域水道企業団

⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）

⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額

対象法人：千葉県道路公社，千葉県土地開発公社，(株)かずさアカデミアパーク，
(財)千葉県水産振興公社，(財)千葉県まちづくり公社，千葉県信用保証協会，
(財)千葉県産業振興センター

⑦ 連結実質赤字額

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

対象組合等：千葉県競馬組合

○充当可能基金額：①～⑥に充てることができる基金

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額

今後，地方交付税の算定上，基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

3 対象範囲

一般会計 特別会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	県債管理事業						
	自動車税証紙						
	地方消費税清算						
	市町村振興資金						
	母子寡婦福祉資金						
	心身障害者扶養年金事業						
	日本コンベンションセンター						
	国際展示場事業						
	小規模企業者等設備導入資金						
	中小企業振興融資資金						
	農業改良資金						
	営林事業						
	林業・木材産業改善資金						
	沿岸漁業改善資金						
	公共用地取得事業						
	奨学資金						
公営事業会計	公営競技事業						
	公営事業会計	上水道事業					資金不足比率
		工業用水道事業					
		病院事業					
		土地造成整備事業					
		流域下水道事業					
		港湾整備事業					
		土地区画整理事業					
組合一 合務部	北千葉広域水道企業団						
	君津広域水道企業団						
	千葉県競馬組合						
第三セクター社等	千葉県道路公社						
	千葉県土地開発公社						
	(株)かずさアカデミアパーク						
	(財)千葉県水産振興公社						
	(財)千葉県まちづくり公社						
	千葉県信用保証協会						
	(財)千葉県産業振興センター						

4 各比率の内訳

(1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率

単位:千円

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	2,277,780
	県債管理事業	
	地方消費税清算	
	自動車税証紙	345,118
	市町村振興資金	
	母子寡婦福祉資金	1,884
	心身障害者扶養年金事業	
	日本コンベンションセンター国際展示場事業	17,326
	小規模企業者等設備導入資金	2,506,029
	中小企業振興融資資金	163
	農業改良資金	2,893
	営林事業	14,050
	林業・木材産業改善資金	263
	沿岸漁業改善資金	927
	公共用地取得事業	
奨学資金		
小 計		5,166,433
標準財政規模		930,654,152
実質赤字比率 (%)		-0.55

会 計 名		実質収支額
る 公 外 一 外 営 の 般 の 特 営 の 特 会 の 別 企 の 特 計 会 業 の 別 計 計 業 の 別 計 以 係 計 以	公営競技事業	325,910

会 計 名		資金不足・剰余額	
法 適 用 企 業	宅 地 以 外 造 成 事 業	上水道事業会計	29,354,054
		病院事業会計	2,061,463
		工業用水道事業会計	13,453,687
法 非 適 用 企 業	事 業 造 宅 成 地	土地造成整備事業会計	34,759,601
	宅 地 造 成 事 業 以 外	流域下水道事業会計	773,846
		港湾整備事業会計	41,473
	事 業 造 宅 成 地	土地区画整理事業会計	
合 計		85,936,467	
標準財政規模(再掲)		930,654,152	
連結実質赤字比率 (%)		-9.23	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

(2) 実質公債費比率

単位: 千円

構成要素	平成19年度	平成18年度	平成17年度	19年度と 18年度の差引
分子 ①=②+③-④	97,384,441 (100,867,533)	104,285,229 (107,912,151)	107,278,497 (110,979,945)	△ 6,900,788 (△ 7,044,618)
地方債の元利償還金 ②	115,532,414	124,451,123	127,246,154	△ 8,918,709
準元利償還金 ③	76,480,464 (80,828,420)	68,993,725 (73,450,419)	64,656,156 (69,151,656)	7,486,739 (7,378,001)
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	70,073,368	62,150,848	56,976,441	7,922,520
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金	5,017,244	5,185,079	5,642,689	△ 167,835
病院事業	1,921,937	2,035,609	2,221,090	△ 113,672
流域下水道事業	2,511,845	2,763,450	3,073,201	△ 251,605
港湾整備事業	441,043	374,852	348,398	66,191
土地区画整理事業	142,419	11,168		131,251
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金	475,085	658,318	852,031	△ 183,233
北千葉広域水道企業団	275,884	379,267	568,028	△ 103,383
君津広域水道企業団	199,201	279,051	284,003	△ 79,850
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	877,733 (5,225,689)	997,251 (5,453,945)	1,172,320 (5,667,820)	△ 119,518 (△ 228,256)
PFI事業に係るもの	61	24,672		△ 24,611
利便施設及び公共施設を買い取るもの				
国営土地改良事業並びに(独)緑資源機構、(独)水資源機構及び(独)環境再生保全機構の行う事業に対する負担金	(4,347,956)	(4,456,694)	(4,495,500)	(△ 108,738)
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料	654,308	682,388	729,418	△ 28,080
社会福祉法人の建設資金借入金の償還に対する補助				
その他これらに準ずると認められるもの				
利子補給に係るもの	223,364	290,191	442,902	△ 66,827
一時借入金の利子	37,034	2,229	12,675	34,805
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	94,628,437 (95,493,301)	89,159,619 (89,989,391)	84,623,813 (85,417,865)	5,468,818 (5,503,910)
分母 ⑤=⑥-⑦	836,025,715 (835,160,851)	833,758,100 (832,928,328)	774,794,423 (774,000,371)	2,267,615 (2,232,523)
標準財政規模 ⑥	930,654,152	922,917,719	859,418,236	7,736,433
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	94,628,437 (95,493,301)	89,159,619 (89,989,391)	84,623,813 (85,417,865)	5,468,818 (5,503,910)
実質公債費比率 ①/⑤	11.64850 (12.07762)	12.50785 (12.95575)	13.84606 (14.33849)	

平成19年度数値(平成17年度～19年度平均)

12.6
(13.1)

※ ()内は、国営土地改良事業等に係る債務負担行為未設定分を含んだ数値

(3) 将来負担比率

単位:千円

構成要素	平成19年度	備考
分 子 ①=②-⑪-⑫-⑬	1,809,856,439 (1,834,851,697)	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	3,258,950,262 (3,290,747,376)	
一般会計等の平成19年度末地方債現在高 ③	2,495,295,054	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	42,412,508 (74,209,622)	
PFI事業に係るもの	29,164,962	警察本部新庁舎建設等事業
利便施設及び公共施設を買い取るもの		
国営土地改良事業に係るもの	2,887,322 (23,022,924)	国営北総中央用水事業 ほか
緑資源機構等が行う事業に係るもの	1,799,167 (13,460,679)	印旛沼開発施設緊急改築事業 ほか
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料	2,703,475	職員住宅の賃借、教職員住宅の購入など
依頼土地の買い戻しに係るもの	5,857,582	土地開発公社による用地取得
その他これらに準ずるもの		
公営企業債の元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	69,258,101	
病院事業	21,235,399	
流域下水道事業	45,610,221	
港湾整備事業	2,412,481	
組合等が起こした地方債の元金償還に充当する県からの負担等見込額 ⑥	1,484,229	
北千葉広域水道企業団	870,942	県分 427/1000の負担
君津広域水道企業団	613,287	県負担 (創設) 44.4% (第一次拡張事業) 27.9%
退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額) ⑦	646,740,912	
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額⑧	3,700,622	
千葉県道路公社		
千葉県土地開発公社		
(株)かずさアカデミアパーク	844,754	損失補償対象債務(938,616)の90%を算入
(財)千葉県水産振興公社	59,101	損失補償対象債務(65,668)の90%を算入
(財)千葉県まちづくり公社	584,327	損失補償対象債務(5,843,273)の10%算入
千葉県信用保証協会	2,053,885	損失補償実行率:0.2%
(財)千葉県産業振興センター	158,555	損失補償実行率:2.4%

単位：千円

構 成 要 素	平成19年度	備 考
連結実質赤字額 ⑨		
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩	58,836	
千葉県競馬組合	58,836	翌年度繰越欠損金(▲95,609)の8/13の負担
充当可能基金額 ⑪	160,560,156	
県債管理基金	154,492,891	
庁舎等建設基金	2,792,778	
血清研究所記念保健福祉基金	529,138	
社会福祉・医療施設整備等推進基金	12,477	
心身障害者扶養年金基金	32,116	
中山間地域農村活性化基金	438,534	
みどりの基金	60,141	
警察本部庁舎等建設基金	1,515,821	
美術品等取得基金	686,260	
特定財源見込額 ⑫	146,232,733	
国庫支出金	1,150,410	警察本部新庁舎建設等事業
地方債を財源とする貸付金の償還金	101,382,070	外房線複線化事業貸付金返納、常磐新線建設資金返納 ほか
公営住宅使用料	37,356,967	公営住宅使用料、幕張メッセ使用料
臨時地方道整備事業債等に係る千葉市負担金	6,343,286	臨時地方道整備事業債、首都圏等整備事業債、幕張メッセ建設事業債
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑬	1,142,300,934 (1,149,102,790)	
分 母 ⑭＝⑮－⑯	836,025,715 (835,160,851)	
標準財政規模 ⑮	930,654,152	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑯	94,628,437 (95,493,301)	
将来負担比率 ⑰／⑭	216.4 (219.7)	

※ ()内は、国営土地改良事業等に係る債務負担行為未設定分を含んだ数値

[注] 国営土地改良事業等の取り扱いについて

平成18年度以前に実施した事業については、債務負担行為を設定していないため、実質公債費比率及び将来負担比率には反映されていません。

なお、未設定分については、今年度中に債務負担行為設定を行い、実質公債費比率及び将来負担比率に反映させる予定です。

Ⅱ 資金不足比率

○資金不足比率の状況

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20％）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成19年度においては、資金不足が生じた公営企業はないため、下表のとおり、資金不足比率は該当ありません。

特別会計の名称	資金不足比率（％）
千葉県特別会計流域下水道事業	—
千葉県特別会計港湾整備事業	—
千葉県特別会計土地区画整理事業	—
千葉県特別会計上水道事業会計	—
千葉県特別会計土地造成整備事業会計	—
千葉県特別会計工業用水道事業会計	—
千葉県特別会計病院事業会計	—

備考 資金不足比率については、すべての会計において資金不足額がないため、「—」と表示しています。

【参考資料】

1 算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

（法適用企業） 資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

（法非適用企業） 資金の不足額＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

○事業の規模

（法適用企業） 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用企業） 事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

2 内 訳

	特別会計名	事業区分	(1) a-b-c(-d)				土地前受金 d	(2) 算入地方債	(3) e-f-g(-h)				土地評価差額 h	
			流動負債 a	控除未払金等 b	控除額 c				流動資産 e	控除財源 f	控除額 g			
法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業会計	①	14,409,329	14,409,329				43,763,383	43,763,383				
		病院事業会計	⑧	4,411,577	4,411,577				6,473,040	6,473,125	85			
		工業用水道事業会計	③	1,557,316	1,557,316				15,011,003	15,011,003				
		宅地造成	土地造成整備事業会計	⑪	8,457,295	8,457,295				113,899,196	468,113,763			354,214,567
	特別会計名	事業区分	(1) 歳出額	(2) 算入地方債	(3) s-t1-t2-t3-t4-t5+t'			継続費通次繰越額 t1	繰越明許費繰越額 t2	事故繰越繰越額 t3	事業繰越額 t4	支払繰延額 t5	t1~t5に係る未収入特定財源 t'	(3) 土地収入見込額
法非適用企業	宅地造成事業以外	流域下水道事業会計	⑫	32,020,543		32,794,389	33,027,197		1,196,038				963,230	
		港湾整備事業会計	⑦	2,279,900		2,321,373	2,321,415		53,542				53,500	
		宅地造成	土地区画整理事業会計	⑩	2,185,542		2,185,542	2,185,542		3,010,176			3,010,176	

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる

(単位:千円)

(4) 地方債残高	(5) 長期借入金	(6)令3条1項の額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可 能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 ※ (6)-(7)	(9)企業ごとの 資金不足額 ・剰余額 ※	(10)		(11) 資本+負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 (9)/(12)、%	標準財政規模比 (8)/(6)、%
						営業収益の額- 受託工事収益の額	うち 指定管理 者利用料金				
		▲ 29,354,054		29,354,054	-	65,166,276			65,166,276	-	3.2
		▲ 2,061,463		2,061,463	-	26,624,080			26,624,080	-	0.2
		▲ 13,453,687		13,453,687	-	10,708,982			10,708,982	-	1.4
					-					-	-
70,682,300		▲ 34,759,601		34,759,601	-	386,893,326		569,062,883	569,062,883	-	3.7
					-					-	-
(4) 地方債残高	(5) 長期借入金	(6)令3条1項の額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可 能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 ※ (6)-(7)	(9)企業ごとの 資金不足額 ・剰余額 ※	(10)		(11) 資本+負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 (9)/(12)、%	標準財政規模比 (8)/(6)、%
		▲ 773,846		773,846	-	13,508,290			13,508,290	-	0.1
		▲ 41,473		41,473	-	827,854			827,854	-	-
					-					-	-
23,447,576					-	74,561		23,447,576	23,447,576	-	-
					-					-	-
額(資金不足額は正の値で表示)である。 合計				80,444,124							8.6